短期入所生活介護

重要事項説明書

重 要 事 項 説 明 書

短期入所生活介護（予防）サービス（併設・空床型）

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護（介護予防）サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意していただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業者概要

事業者	社会福祉法人 石川福祉会
代表者名	理事長　伊東 富美子
所在地	東広島市西条町寺家 5973-2
電話番号	082-423-2595

2 利用事業所

施設の名称	短期入所生活介護事業所（介護予防） 桜が丘保養園
指定番号	広島県 3472500531 号
	特別養護老人ホーム（介護予防）空床型 桜が丘保養園
	広島県 3472500580 号
施設の所在地	東広島市西条町寺家 5976
施設長名	施設長　伊東 富美子
電話番号	082-423-2595

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、介護保険法等の関係法令及びこの契約に従い、利用者が短期入所生活介護サービスを適切に利用できるように、利用者の心身の状況、置かれている環境や利用者及びその家族の希望等を考えて短期入所生活介護計画を作成し、かつ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を提供します。
施設運営の方針	当施設にあっては、 1.利用対象となる方は、公的介護保険法のいう要介護認定により要支援・要介護度1以上と認定された方を対象としています。 2.自らの提供するサービスについては、常にその質の評価を行い、改善していきます。さらに、最新の介護技術の習得に努めます。 3.サービス利用者の希望・目的・心身の状態に応じ、サービス計画を作成し、これを実践します。 4.サービス利用者及びその家族にサービス内容等について説明する義務を要し、文書により承諾を得ます。 5.常にサービス利用者の人格を尊重し、必要な場合には社会資源の情報提供・活用に心掛けます。 6.利用者の個人情報及びサービス利用状況などに関するプライバシーの保護については、許可なく他に漏らすことはありません。

4 施設の概要

(1) 敷地および建物

敷地		13300 ㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
	延べ床面積	2976 ㎡
	利用定員	10 名

(2) 居室

居室の種類	室数	面積	1 人あたりの面積
2 人部屋	1 室	18 ㎡	9 ㎡
4 人部屋	2 室	35.13 ㎡	8.75 ㎡

空床は特養空ベッド利用

(3) その他主な設備(特別養護老人ホームと共用)

設備の種類	数	面積	1 人あたりの面積
食堂	2 室	422 ㎡	6 ㎡
機能訓練室	1 室	12.9 ㎡	
一般浴室	1 室	19.5 ㎡	
機械浴室	特殊浴槽 1 台		
便所	6 個所		
医務室	1 室		

5 職員体制(主たる職員)※特養職員と併記

従業員の職種	員数	区分	
		常勤	非常勤
管理者	1 名	1 名	
生活相談員	2 名	2 名(兼務 1 名)	
看護職員	5 名	4 名	1 名
介護職員	57 名	32 名非常勤兼務 9 名	16 名
機能訓練指導員	2 名	2 名	
介護支援専門員	2 名	兼務 2 名	
歯科衛生士	2 名	2 名	
管理栄養士	1 名	1 名	

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	8:30～17:30 常勤で勤務	4 週 8 休
生活相談員	8:30～17:30 常勤で勤務	4 週 8 休
介護職員	早番(6:30～15:30 7:00～16:00 7:30～16:30) 日勤(8:30～17:30) 遅番(9:00～18:00 10:00～19:00 11:00～20:00) 夜勤(15:30～8:30)	原則として4週 8 休
看護職員	正規の勤務時間帯(8:30～17:30) 夜間は、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。	4 週 8 休
機能訓練指導員	週 5 日 8:30～17:30 まで勤務(特養兼務)	
医師	14:00～17:00 非常勤で勤務	
栄養士	8:30～17:30 常勤で勤務	4 週 8 休

7 営業日およびご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約の方法	ご利用の予約は、利用希望月の初日の 2 か月前から担当のケアマネージャーを通じてご予約下さい

8 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容	利用料
食事の介助	栄養士により、栄養と身体状況に配慮した食事を提供します。(ただし、食材料費は給付対象外です。) (食事時間) 朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～	介護報酬の告示上の額 (ただし、法定代理受領の場合は居宅介護(支援)サービス基準額の 1 割から 3 割となります。法定代理受領でない場合は、居宅介護支援サービス基準額相当額です。)
排せつの介助	利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。	
入浴の介助	週 2 回の入浴または清拭を行います。 座位のとれない方は機械浴対応をしています	
着替え等の介助	生活のリズムに合わせ、適時着替えを行います。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容できるよう支援します。 シーツ交換は週 1 回、寝具の消毒は月 1 回実施します。	
機能訓練	機能訓練指導員(所有資格:准看護師)による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。	
健康管理	健康管理に努めます。変化があれば家族様へ連絡します。	
相談および援助	当施設は、入所者およびそのご家族からの相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談責任者)角本 中間 山中 (相談窓口) 小島	
送迎	身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は、入退所の送迎を行います。 通常の事業実施区域外の方は、送迎を行っておりません。 送迎時間 9:00～17:00(利用者数・距離等の関係から希望の時間の送迎が困難な場合もあります)	

① 介護報酬に係る利用者負担金

区分	金額(単位)		内容説明
1)基本額	要支援 1	451 単位	1日あたり
	要支援 2	561 単位	
	要介護 1	603 単位	
	要介護 2	672 単位	
	要介護 3	745 単位	
	要介護 4	815 単位	
	要介護 5	884 単位	
2)加算額	短期生活機能訓練体制加算	12 単位	1日あたり
	短期生活看護体制加算Ⅰ	4 単位	
	短期生活看護体制加算Ⅱ	8 単位	
	看取り連携体制加算	64 単位	
	短期生活夜勤職員配置加算Ⅲ	15 単位	
	認知症専門ケア加算Ⅰ	3 単位	
	短期生活サービス提供体制加算Ⅰ	22 単位	
	療養食加算	8 単位	1 食あたり
	生活機能向上連携加算Ⅰ	100 単位	1 月あたり
	口腔連携強化加算	50 単位	
	生産性向上推進体制加算Ⅰ	100 単位	
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 単位	
	医療連携強化加算	58 単位	1 日あたり
	送迎加算	184 単位	1 回あたり
	緊急短期入所受け入れ加算	90 単位	1 日あたり
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位	1 日あたり
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業介護報酬総額単位数の 14%	

＊利用者負担は 1 単位 10.17 円で換算(地域区分 7 級地)

＊サービス利用負担割合は介護負担割合証に基づいて 1 割～3 割になります

② 運営基準(厚生省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)

区分	金額	内容
電気代	100 円/日(2 製品まで) 1 製品増えるごとに 50 円追加	電気毛布・テレビ・携帯電話充電器等 ※髭剃りは含まない
理美容	実費	外部業者による散髪費用
複写物	10 円/枚	ケース記録・コピー依頼受けた物

(2) 介護保険給付外サービス

種 類	内 容	利用料
居住費	施設での生活の中で必要となるガス水道光熱費を利用者が負担します。	1100 円/日(※)
食事の提供	身体状況と栄養に配慮した食事を提供します。	1 日 1700 円(※) 朝:450 円 昼:650 円 夕:600 円
嗜好品	食事以外の時間での飲食(嗜好品)提供	100 円/日
特別食(行事食)	食費基準費用金額に追加	1食 500 円追加
レクリエーション行事	施設行事計画にそってレクリエーション行事を企画します。	材料費等

※)居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を 1 日あたりの利用料金とします

(3) その他のサービス

種 類	内 容	利用料
理美容サービス	毎月 1 回 出張サービスがあります	1 回 1,300 円
緊急時対応	緊急時やむを得ない場合の病院送迎 (東広島市のみ)	1 時間 1,000 円
クリーニング	私物のクリーニング (利用者と業者が直接契約)	実費

9 キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
利用前日 17 時 30 分以降	サービス利用初日の予定されていた食費
利用期間中	17 時 30 分以降のキャンセルについては、次日の食費

10 苦情等申立先

当施設ご利用相談室	苦情解決責任者 施設長　伊東 富美子 苦情受付担当者 介護課長 角本 伸志 介護係長 中間 万季 社会福祉士・精神保健福祉士 山中晋一郎 窓口担当者 小島 利用時間 毎日午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 利用方法 電話　082-423-2595 面接 相談室にて対応　苦情箱(玄関に設置)
東広島市介護保険課	所在地 東広島市西条栄町 8 番 29 号 電話番号 082-420-0937 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町 19-49 電話番号 082-554-0783 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時
広島県運営適正化委員会	所在地 広島市南区比治山本町 12-2 電話番号 082-254-3419 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時(月曜日～金曜日)
第三者委員	武田 直也 082-423-1015 石丸 泰三 082-423-4164 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時(月曜～金曜日)

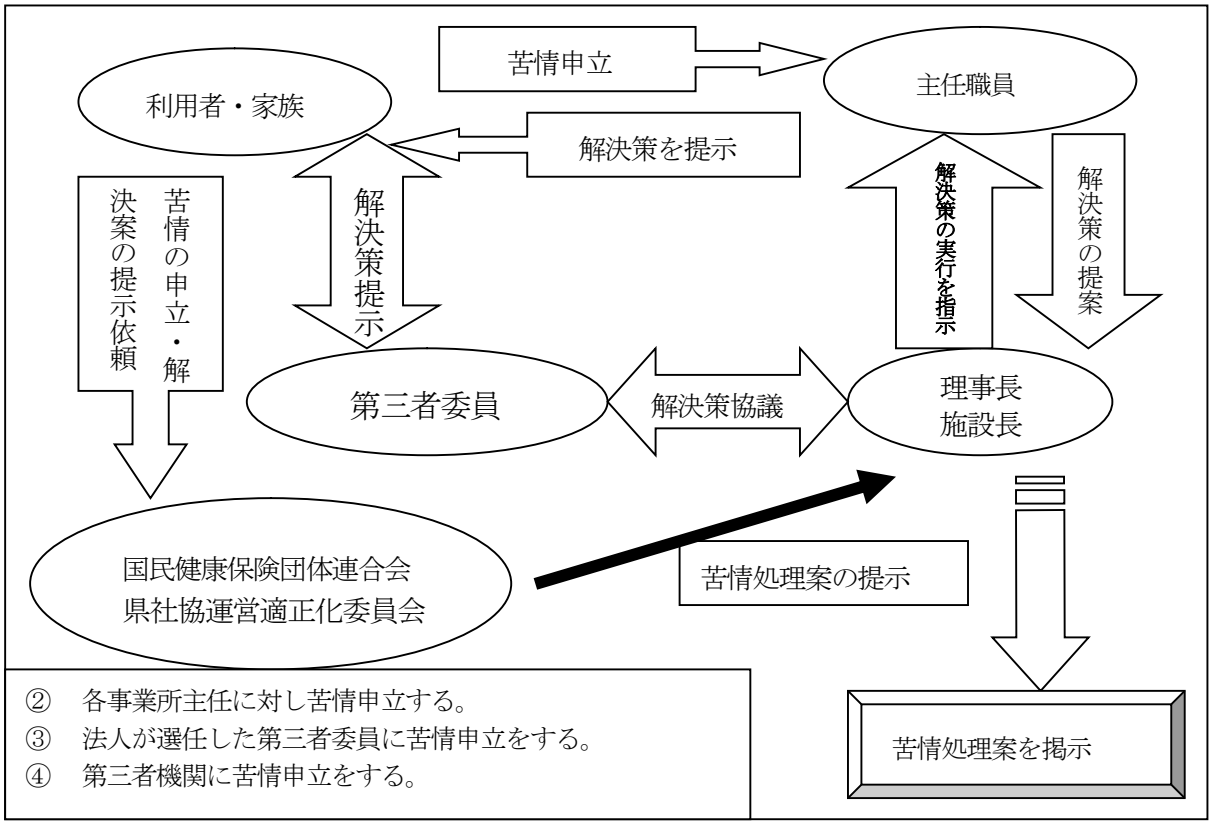

11 協力医療機関

医療機関の名称	中前外科・内科クリニック
所在地	東広島市西条町助実 1854-1
電話番号	082-423-8200
診療科	内科　外科

医療機関の名称	西条中央病院
所在地	東広島市西条昭和町 12 番 40 号
電話番号	082-423-3050
診療科	内科、外科他
入院設備	有 （急性期　療養型）
概要	緊急時に、病院へ連絡をとり、診察又は検査、入院等の依頼を行う。

医療機関の名称	井野口病院
所在地	東広島市西条町土与丸 6 丁目 1-91
電話番号	082-422-3711
診療科	内科、外科他
入院設備	有 （急性期　療養型）
概要	緊急時に、病院へ連絡をとり、診察又は検査、入院等の依頼を行う。

医療機関の名称	本永病院
所在地	東広島市西条岡町 8-13
電話番号	082-423-2666
診療科	内科、外科他
入院設備	有 （急性期　療養型）
概要	緊急時に、病院へ連絡をとり、診察又は検査、入院等の依頼を行う。

医療機関の名称	木阪病院
所在地	東広島市西条町土与丸 1235
電話番号	082-421-0800
診療科	内科、外科他
入院設備	有 （急性期　療養型）
概要	緊急時に、病院へ連絡をとり、診察又は検査、入院等の依頼を行う。

歯科診療機関の名称	坪島歯科診療所
所在地	東広島市八本松飯田 5-8-32
電話番号	082-428-7177
診療科	歯科・小児歯科・口腔外科・矯正歯科

医療機関の名称	川中皮膚科形成外科
所在地	東広島市西条大坪町 2-15
電話番号	082-421-2000

診療科	皮膚科　形成外科

医療機関の名称	のだ医院
所在地	東広島市西条中央 3-5-6
電話番号	082-422-3323
診療科	内科・整形

12　緊急時の対策と対応

1. 介護事故等の対応

(1)利用者及び家族への対応

①最善の処置

介護事故が発生した場合、まず当施設において利用者に対して可能な限りの緊急処置を行います。

②責任者への報告

すみやかに所属長へ報告し、施設で対応できない場合には医療機関へ救急移送します。

③利用者及び家族への説明等

処置が一段落すれば、できるだけ速やかに利用者や家族等に誠意を持って説明し、家族の申し出についても誠実に対応します。

④利用者及び家族への損害賠償

介護事故により施設が賠償責任を負った場合は、「賠償責任事故に関わる重要事項説明書」をもとに対応します。

⑤事故記録と報告

利用者への処置が一通り完了した後、できるだけはやく介護事故報告書を作成します。その時点で、もう一度事故の詳細をお知らせします。事故記録の閲覧をご希望の方は、お申出ください。

事故の概要、利用者の状況、現在の治療、今後の見通し及び利用者等への説明した内容などをケース記録に必ず記載しておきます。

(2)行政機関への報告

利用者が入院・骨折など事故が発生した場合、速やかに東広島市へ報告を行います。

2. 非常災害時の対策

非常時の対応	「特別養護老人ホーム桜が丘保養園　消防計画」にのっとり対応を行います。			
平常時の訓練等	「特別養護老人ホーム桜が丘保養園　消防計画」にのっとり、年 2 回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
防災設備 （特別養護老人ホームと共通）	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	7 個所
	非難階段	2 個所	屋内消火栓	2 個所
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	32 個所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			

消防計画等	消防署への届出日:令和3年3月6日 防火管理者:角本　伸志

13　当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出てください。
外出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てください。
医療機関への受診	家族の方が対応してください。(緊急時を除く) 発熱や感染症の疑いがある場合は、利用ができません。 また利用中に上記のような事があれば利用中止となりますが、場合によっては予め協議の上、対応いたします。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙	全館禁煙です
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	利用者自身または家族の方が管理してください。但し、薬剤等)は施設が管理いたします
現金等の管理	利用者自身または家族の方が管理してください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

14　.雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

(1)当事業所は、職場におけるセクシュアハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という)の防止のための雇用管理上の措置を講じています。

具体的内容及び事業主が講じる事が望ましい取り組みについては次の通りです。なお、セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、入所者やその家族から受けるものも含まれます。

イ　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりですが、事業主が特に留意しなければならない内容は以下の通りです。

(1)事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発として、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する事。

(2)相談(苦情を含む。以下に同じ)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備として、相談に対応する担当者をあらかじめ定める事等により、相談への対応の為の窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する事。

ロ　顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のための取り組み例として①相談に応じ、適切に対応する為に必要な体制の整備、②被害者への配慮の為の取り組み(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して一人で対応させない等)及び③被害防止の為の取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)があります。

15 .成年後見人制度の活用

1 成年後見人制度の活用する事項

当事業所は、利用者と適正な契約手続き等を行う為、必要に応じ成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとします。

16 感染症の予防及びまん延防止に関する事項

当事業者は、感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という）を開催し、講ずるべき措置について検討します。具体的には、次のアからウまでの取扱いとします。

ア：感染対策委員会は、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成します。

特に、外部の者も含め感染症対策の知識を有する者を、委員として積極的に活用できるよう善処します。

構成メンバーの責任及び役割分担を明確にすると共に、専任の感染対策を担当する者以下「感染対策担当者」という）を決め、感染症対策委員会は利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催すると共に、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ、随時開催します。

イ：当該事業所における「感染症の予防及びまん延防止の為の指針」には、平常時対策及び発生時の対応を規定します。

平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されています。

ウ：介護職員その他の従業者に対する「感染症及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発的なケアの励行を行います。

職員教育を組織的に浸透させていくために、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催すると共に、新規採用時には感染対策研修を実施します。また、研修の内容についても記録します。

平時より、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行います。訓練において感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を含めた指針は、研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施します。

17 .虐待の防止

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」以下「高齢者虐待防止法」という）に規定されており、その実効性を高め、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じます。

・虐待の未然防止と当事業所は高齢者の尊厳保持に努めます。

・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者に

それらに関する理解を促します

・従業者が高齢者虐待防止法等に規定する介護施設の従業者としての責務及び適切な対応等を理解できるように促します。

・虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に関する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）を講じます。

・入所者及びその家族からの虐待等に係る相談、入所者から市町村への虐待の届出については、適切な対応を行います。

・虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報します。その場合は、当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力します。

①虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止する対策を検討するために、虐待の防止の対策を検討する委員会「虐待の防止の対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という）管理者を含む幅広い職種で開催し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすると共に、定期的に開催します。また、施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用する事も必要に応じて検討します

虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものである事が想定される為、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らない為、個別の状況に応じて慎重に対応します。

基本的には、虐待防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営しますが、関係する職種、取り扱う事項が交互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合は、これと一体化に設置・運営します。

また、虐待防止検討委員会はテレビ電話装置等を活用して行う事も出来ます。その場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討します。その際、そこで得た結果（施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止対策）は、従業者に周知徹底を図ります。

イ：虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事

ロ：虐待の防止のための指針の整備に関する事

ハ：虐待の防止のための職員研修の内容に関する事

ニ：虐待等について従業者が相談・報告できる体制整備に関する事

ホ：従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行なわれる方法に関する事

ヘ：虐待等が発生した場合、その発生原因当の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事

ト：前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

② 「虐待の防止のための指針」には次のような項目が盛り込まれています

イ　:施設における虐待の防止に関する基本的な考え方

ロ:虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

ハ:虐待の防止の為の職員研修に関する基本指針

ニ:虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本指針

ホ:虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

ヘ:成年後見制度の利用支援に関する事項

ト:虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

チ:入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

リ:その他虐待の防止の推進の為に必要な事項

③虐待の防止のための従業者に対する研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであると共に、当該特別養護老人ホームにおける指針に基づき、虐待の防止の徹底を行います。

職員教育を組織的に徹底させていくために、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

④虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施する為、専任の担当者を配置します。当該担当者としては虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務める事ができるよう善処します。

虐待に対し、完全に拒絶し、社会から根絶する事を誓います。さらに、如何なる人々が虐待されていてもこれを見過ごさず適切な措置を講じます。

18　身体拘束の禁止

福祉サービスの提供にあたっては、当該入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行ないません。

やむを得ず身体拘束等を行う場合は、本人またはその家族の同意後、家族へ身体的拘束等説明書をもって確認を行います。態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、やむを得なかった理由を記録します。緊急時にも、必ず前述の記録を必要とします。

19　秘密保持

(1)　短期入所生活介護事業所の従業員又は従業者であった者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

(2)　利用者及びその家族の個人情報を、サービス担当者会議等において用いる場合は、あらかじめ利用者及びその家族から文書により同意を得ます。

(3)　個人情報保護規程と就業規則に基づき、上記の 2 項と個人情報管理を図ってまいります。

(4)　個人情報保護規程に違反した場合の損害補償については、賠償責任事故に関わる重要事項説明書に記

載した通りです。

20　業務継続計画の策定

（1）感染症予防及び感染症の発生時の対応（衛生管理を含む）

・事業所は、施設における感染症の発生または食中毒の予防及び蔓延の防止のため必要な措置を必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

・事業所は、感染対策の指針を整備します。

・事業所は、感染症発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。

・事業所は、感染症が流行する時期等を起案して必要に応じテレビ電話装置等を活用しサービス担当者会議等を行います。

・厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

（2）非常災害対策

事業所に災害に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害に関する取組みを行います。

・防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。

・防災設備　：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。

・防災訓練　：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業者および利用者、地域住民の参加が得られるように連携に努め、消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。

・事業所は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

21 提供するサービスの第三者評価の実施の有無

提供するサービスの第三者評価の実施状況　　なし

社福）石川福祉会 入所者及び利用者への賠償責任事故に関わる
重要事項説明書

1. 社会福祉法人石川福祉会の賠償責任に関する説明

   社会福祉法人石川福祉会（以下：法人）は加入している賠償責任保険に関し、次の各項に沿って、対応していくこととします。

2. 賠償責任の範囲

   ① 賠償の対象者を、法人が運営する事業を利用する入所者又は利用者に対し賠償責任事故の損害賠償をする。

   ② 損害賠償する理由とその事例を次に示す

損害賠償する場合	事故例
①法人が所有、使用管理する施設に起因する対人、対物事故	● 手すりの管理不備により利用者が転倒し、ケガをした場合 ● 廊下が濡れたまま放置されており利用者が滑ってケガをした ● 施設に設置されているエレベーターの管理不備によって利用者がケガをした
②法人の活動遂行中の対人、対物事故	● 要介護者の身体機能を調査している際に誤ってケガをさせた ● リハビリ訓練中の過失によって利用者にケガをさせた ● 訪問調査時に調査対象者宅の家財を誤って損壊した
③事業活動の結果または飲食物等の提供に起因する対人、対物事故	● 法人が提供した食事に起因して食中毒が発生した
④法人が預かった入所者又は利用者の財物（現金、貴重品を含む）の損壊、紛失、詐取、盗難	● 一時的に預かった利用者の携行品を紛失した（警察への届出が必要）
⑤事業活動に伴う他人の人格権侵害事故	● 身体障害や疾病等に関する利用者の秘密事項が漏洩しプライバシーを侵害した
⑥ケアマネジャーが作成したケアプランに起因する純経済損害事故（対人、対物事故を伴わない損害事故）	● ケアプラン作成ミスや申請手続きの遅滞によって受取が遅れた場合等によって発生する利用者の経済的損害

3. 損害賠償請求された場合、補償しない主な理由を次に掲げる

① 自動車、船舶、航空機の所有・使用・管理に起因する事故【自動車による送迎中等又は家族送迎の場合、送迎を行っていた車輌（家族送迎の場合にはその家族の車輌）の保険を使用します】

② 原子力危険による事故

③ 地震、噴火、津波等の天災による事故

④ 煙、臭気、酸、有害物等液体・気体・固体の汚染物の漏排出に起因する事故
（但し、急激かつ突発的な流排出による場合は除きます）

4. 損害賠償額の内容について

対人、対物事故、人格権侵害事故、純経済損害事故の場合に法律上負担する法律上の損害賠償金（治療費・慰謝料・修理費・再購入費・逸失利益等）の査定は保険加入する保険会社の支払規準とします

以上を了解した上で社会福祉法人石川福祉会の介護サービスの入所又は利用を開始いたします。

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。この証として本書2通を作成し、利用者による署名及び事業者による記名の上、各1通を保管するものとします。

＜事　業　者＞　事業所名　　社会福祉法人　石川福祉会

短期入所生活介護事業所　桜が丘保養園

住　　所　　東広島市西条町寺家5976

説 明 者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

同意日及び交付日　　令和　　年　　月　　日

＜利　用　者＞　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜代　理　人＞　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　法廷・任意　）

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（利用者との続柄　　）

＜署名代行人＞　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（利用者との続柄　　）

＜家族の代表＞　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（利用者との続柄　　）

＜立　会　人　＞　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（利用者との続柄　　）